

米国のタバコ訴訟について

講師 ウィスコンシン大学教授 マーク・ギャランター 氏
京都大学教授 棚瀬孝雄 氏

日時 平成 10 年 11 月 16 日

場所 安田火災海上保険株式会社社会議室

平成 11 年 1 月

財団法人安田火災記念財団

ご挨拶

米国におけるタバコ訴訟は、州メディケード求償訴訟、クラス訴訟、個人訴訟とも重要な動きを見せています。また、巨額の和解金支払いや、タバコ会社に対する一定の法的免責を定めた連邦包括和解合意に関する連邦法が実質的に廃案になるなど、不透明感を増しています。

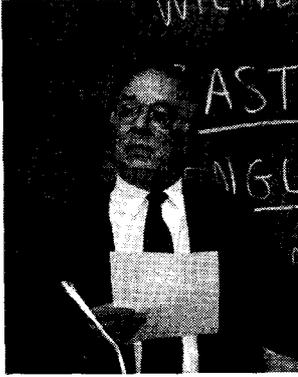
このような状況において、本日、米国タバコ訴訟問題を長年にわたり研究している米国のウィスコンシン大学ギャランター教授をお招きし、京都大学棚瀬教授とともに、この問題について広く議論して頂くために講演会を開催いたしました。

米国でタバコがどのような問題を引き起こし、その解決のために、司法、行政、立法各々がどのような対応を示しているかについて、知ることのできる格好の機会と存じます。

本講演が、皆様の今後のご研究、業務のお役に立つものと確信しております。

財団法人 安田火災記念財団

講演者のご紹介



Marc S. Galanter 教授

ウィスコンシン大学教授
法学博士（シカゴ大学）

1954年 シカゴ大学卒業
1956年 シカゴ大学大学院修士課程(MA)終了
1956-1957年 シカゴ大学大学院博士課程特別研究員(JD)
スタンフォード大学助教授、シカゴ大学助教授等を経て
1976年～ ウィスコンシン大学教授



棚瀬 孝雄教授

京都大学法学部教授
Ph. D. (ハーバード大学)

1967年 東京大学法学部卒業
同年 東京大学法学部助手
1971年 名古屋大学法学部助教授
(1971年～1974年 ハーバード大学留学)
1982年～ 京都大学法学部教授

(主な著書・編書)

「企業倒産の法理と運用」(伊藤真と共著、有斐閣、1979年)
「本人訴訟の審理構造—私的自治の裁判モデル—」(弘文堂、1983年)
「現代社会と弁護士」(日本評論社、1987年)
「紛争と裁判の法社会学」(法律文化社、1992年)
「現代の不法行為法—法の理念と生活世界—」(有斐閣、1994年)

「米国におけるタバコ訴訟の展開」

ウィスコンシン大学教授　マーク・ギャランター氏

ご紹介、どうもありがとうございます。お話しできてうれしく思います。今回、通訳は入りますが、私の講演で米国におけるタバコ訴訟の感触を得ていただければ幸いです。

1. タバコ訴訟の3つの波

通常、米国のタバコ訴訟には3つの波があるといわれています。

第1の訴訟の波は、1954年から始まり、1973年に終了いたしました。第2の波は、1983年から1992年まででした。この第2の波の一連の訴訟の最後となりましたのがチペロンの訴訟で、これは1983年に提訴されているものです。このチペロンの訴訟は、1988年に陪審のほうに行きまして、陪審は原告に対して40万ドルの賠償金を与えました。これが原告に対して裁定された初の損害賠償金でした。

しかし、このチペロンの訴訟は、原告側にとっては決して勝利といえるものではありませんでした。というのも、この後すぐに上訴がされたからで、最終的にはこれが米国の最高裁判所にまで至りまして、結局、この評決が逆転しました。というのは、このチペロン訴訟の請求では、既に連邦法が制定されていて、ラベルに表示をして警告をするという義務があったわけです。ですからそれに従っていれば責任はないという根拠からこれは却下されてしまったのです。

そのかわりに、他の根拠でならば訴訟を起こしてもいいという判断にはなりました。例えば、悪意による不正表示であるとか、詐欺行為の共謀という形では訴訟を起こすことができるとはされましたが、このように別の根拠で訴訟を起こすということは非常に困難なことでした。したがって、この件にかかわっていた弁護士たちも結局ギブアップしてしまい、撤退するに至りました。そして、この10年間の第2の訴訟の波は、このチペロンの訴訟をもって幕を閉じることになったわけです。

この敗訴によりまして、原告側の弁護士はそのコストとして 350 万ドルをこうむってしまいました。また、この訴訟に関して、タイムズ紙の推定によりますと、タバコメーカーのほうはこの弁護をするために 7,500 万ドルを費やしたであろうということです。

このようにして、この 40 年間にわたるタバコ産業を相手取った第 2 の波である一連の訴訟は幕を閉じたわけですが、その時点では先行きが非常に暗いという状況でした。この間、あわせて 813 件の訴訟がこのタバコ産業を相手取って提訴され、そのうちのわずか 23 件のみが実際に裁判所まで持ち込まれて審理されるに至りました。そして、その中で 2 件だけが企業側が敗訴しておりますが、このいずれの場合にも、後ほど上訴審のほうでは逆転評決が下っております。したがって、メーカー側としては、1 セントも賠償金という形で支払うことはなかったわけです。

こうした一連のタバコ訴訟を観察してきた人たちは、なぜこれが失敗に終わったかということに関して 2 つの説明をしております。

1 つ目は、企業側としては、圧倒的に弁護士の活動とそれに投入した資源の面で原告側にまさっていたという点が挙げられます。企業側は非常に資源も多かったですし、うまく弁護団のコーディネーションもとれて、非常に強い弁護団を持って当たったわけです。

2 つ目の説明は、米国におきましては、こういった訴訟はすべて陪審裁判に持ち込まれ、そして評決が出るという手続きをとるわけですが、なぜ喫煙者に賠償金を払わなければいけないのかという、陪審員側の抵抗があったわけです。自分が勝手に吸っていたのだからというのがその理由でした。

したがって、その時点では一般的な見解として、タバコの規制という意味においては、こういう一連の訴訟はほとんどその役割を果たすことはないだろうという考え方でした。しかし、弁護士を過小評価してはいけません。

というのは、第 2 の波が終了するや否や、再び新しい波の到来という動きが出てきたからです。しかも、この第 3 の波の一連の訴訟において

は、アプローチも内容も非常に変化に富んでいて、また企業を相手取った訴訟の仕方も新たな論法で出てきました。

2. タバコ訴訟の4つの類型

私のフルペーパーの中では、このような新たな一連の訴訟を10種類ぐらいに分けて説明してありますが、本日はその中でも特にビッグ4といわれる訴訟に関してご紹介いたします。なぜ特にこの4つをご紹介するかということに関しては、もろもろの訴訟がある中で特にこの4つは、産業界を大幅に変換させる、そして規制環境を変えていく可能性を一番大きく持っているからです。

まず第1の訴訟の起こし方として、喫煙者によってタバコのメーカーを相手取ったPL訴訟が起こされました。すなわち、喫煙者対メーカー、そして健康に対する損害に対する訴訟でした。

第2の訴訟の起こし方は、集団訴訟で、この場合には中毒からの損害に対する賠償が求められました。

第3の訴訟は、喫煙者による訴訟ではありませんで、医療提供者、あるいは医療を提供するための資金を出しているところが産業界を相手取って訴訟を起こしました。これは具体的には、喫煙者に必要となった医療費の払い戻しを求めるという形をとっています。

第4の訴訟の起こし方は、間接喫煙、あるいは環境中のタバコの煙（エンパイロメンタル・タバコ・スモーク／ETS）から来る有害性に対する申し立てです。

(1) PL訴訟

それでは、まず最初にPL訴訟についてお話しします。これらはまさに第1波、第2波の一連の訴訟と同じ形の訴訟の起こし方です。ただし、この場合には、以前は被告側としてはタバコによる有害性は喫煙者自身が知っていたことだという論陣を張ってきたわけですが、それに対抗するために、今度は不実表示や秘匿というものを根拠としたわけです。さ

らにこれに加えて新しい特徴が加わってきまして、ニコチンの中毒性というものを指摘して攻めるようになってきました。したがって、喫煙というのは完全に任意のものではないと主張しました。特に若いころに喫煙を始めた場合にはそうであると。アメリカの場合には、喫煙者の多くは非常に若い年齢から喫煙を始めます。

もう1つ、新しく出てきた特徴としまして、この時期になりますと非常に多くの文書が入手可能になってきました。すなわち、産業界として喫煙の危険性について知識を持っていたということを示す文書であるとか、ニコチンの中毒性に関する文書です。

ということで、こういった一連の訴訟がまた起きたわけですが、1996年8月に初めて、ごく少額ではあるものの、陪審は75万ドルの賠償金を原告側に与えました。その影響は非常に大々的なものでありまして、1日の間にフィリップ・モーリスの株価は14%下落しました。そして、その同じ日の1日だけでタバコ関連株は総額で140億ドルの損失をこうむりました。

この訴訟を起こしたのはウィルナーという弁護士です。彼は、以前、アスベスト訴訟を担当していた人ですが、そのアスベスト訴訟においては被告側の弁護士でした。アスベスト訴訟で被告側についていた数多くの弁護士が、タバコ訴訟では原告側につくようになったわけです。ウィルナーは、裁判所に訴訟を持ち込むに当たっては、ごくシンプルでストレートな形で持ち込むという戦略をとっておりました。彼のやり方としましては、特に被告側にとって都合の悪い文書を強調するという戦法をとりました。しかも、裁判期間をごく短くするということでした。彼のやり方としては、1カ月に1件あたりの訴訟を持ち込み、うまくいって全体のうちの50%が勝訴すればいいだろうということでした。

その後、いくつかの訴訟で彼は敗訴しましたが、今年の6月に勝訴するに至りました。この件におきましては、初めて陪審が被告であるタバコ会社に対して懲罰的な賠償金の支払いを命じました。しかし、この2件の勝訴に至ったウィルナーの訴訟も純然たる手続き上の根拠によって

逆転するに至ってしまいました。しかし、これは非常に画期的な意味を持っていました。勝訴に至ったということで、アメリカの陪審はこのような訴訟で賠償金を与えるという例ができました。

ただし、ここではさらにつけ加えて解説しておく必要があると思います。まず、この勝訴に至った2件はいずれもフロリダでの訴訟でした。フロリダの特徴としまして、まず1つには、フロリダにおける比較過失のルールというものがあまして、これは原告側にとって非常に寛大であるという特徴があります。もう1つのフロリダの特徴としては、陪審が6名の陪審員から構成されるということで、それだけ陪審として出す評決に関してばらつきが多くなるということです。

ただし、この第3の波における一連の訴訟のほとんどはPL訴訟ではありません。むしろ残りの3つのケースが多いです。

(2) 集団訴訟

次に、第2の集団訴訟ですが、ここで最も強かった根拠として中毒が指摘されました。この第3の波の訴訟における代表的な例はカスターノ訴訟です。このカスターノの訴訟におきましては、非常に数多くの、しかも異なったいろいろな専門を持つ弁護士が大勢集まって、連合のような形をとって訴訟に関与したという特徴があります。この集団訴訟は、資金繰りをするために62の法律事務所が一緒になって、それぞれの法律事務所が1年間当たり10万ドルずつを拠出しました。

ここでとった戦略は、集団訴訟という訴訟の仕方の力を最も有効に生かすために、この集団に属する人々に最も一般的に共通して認められる点にのみ論点を絞って臨んだということがあります。したがって、ここでの訴訟の内容は、喫煙に関連するあらゆる損害を指摘するのではなく、もっぱらタバコの中毒性に関連する点だけに的を絞ったわけです。

そこで、彼らとしては、全米規模のクラスを認定してほしいという要求を出しました。すなわち、全米におけるすべてのニコチン中毒者を含めたいということです。予審判事はこれにOKを出しました。すなわち、

これをクラスとして認定しようということになりまして、その形で訴訟に臨んでいいということになりました。しかし、上訴裁判所ではこれが逆転されました。その根拠は、50州のそれぞれの州の法律はかなり違うものであるので、十分に共通した争点というのではない、数多くの異なった問題があるので、集団訴訟という形で持ち込むことは許されないということでした。

そこで、次の原告側の対応として、各州レベルで訴訟を起こすことにしました。大体10の州においてこれを行ったのですが、それぞれの州において、その州全体に対しての集団訴訟という形で持ち込んだわけです。しかし、これら一連の州レベルでの集団訴訟は、ベビー・カスターノ訴訟と呼ばれておりますが、結果はあまり芳しいものではありませんでした。ほとんどの訴訟においては、中毒の理論だけでは生存していくことができなかつたということで、クラスを否認されるに至っています。

裁判にまで至った集団訴訟は1つだけです。これは一連のカスターノの訴訟とは全く違まして、別の弁護士が起こしたものです。この場合には、全米規模の集団訴訟という形をとりまして、ここでは中毒だけに限定するのではなくて、タバコ関連のすべての損害を根拠としました。

これはエンゲルという訴訟名ですが、これはもともとは全米における集団訴訟という形で持ち込もうとしましたが、判事がそれはだめだということになりまして、フロリダ州としての集団訴訟であればいけるという許可が出まして、フロリダ州は非常に大きな州で、人口が1,200万ぐらいありますが、そのフロリダにおいて、中毒のみならず、すべてのタバコ関連の損害に関しての訴訟が起きました。

今、これは裁判所で審理中ですが、判事はこれを3つの段階で進めていこうとっております。まず第1の段階では、果たしてタバコ会社に一般的に責任があるのかどうかを判断しようということですが。第2の段階では、9名の代表的な原告に関して損害賠償額が決定されるということです。そして、第3の段階では、残りの100万ぐらいにのぼる潜在的な申立人に関しての判断が下るということです。今、予想されています

のは、もし第1の段階において陪審として原告側を支持するような評決が下った場合には、その段階で和解に至るだろうということです。

(3) 間接喫煙の訴訟

次に、少し飛ばしまして、間接喫煙（ETS）の訴訟についてご紹介します。この点でおもしろいのは、申立人が罪のない第三者であるということです。したがって、知っていながらリスクを負ったというような弁護はできなくなります。個人によっていくつかこのようなETS関連の訴訟が起こされていて、そのうちの1つは、退役軍人病院に勤務していた看護婦が起こした訴訟で、彼女は病院内においてタバコの煙に大量に暴露されたということです。

このうち3つの例に関して審理に至りましたが、いずれの場合にも原告は敗訴しています。この一連のETS訴訟の中には非常に重要な意味を持つ集団訴訟があります。これはブローインと呼ばれている訴訟ですが、非喫煙者である旅客機の客室乗務員を代表して起こされたものです。エンゲルの訴訟を担当した弁護士と同じ人がこの訴訟を起こしました。この訴訟が裁判に至りますと、和解が合意されました。この和解内容は、タバコ会社として3億ドルを投入して、喫煙に関する研究をするための基金を設立するというもので、会社側が合意しています。また、この集団訴訟を担当した弁護士たちは、経費や料金として4,900万ドルを受け取ることになりました。しかし、疾患が発症したというクレームを申し立てていた客室乗務員は、だれも1セントも受け取ることはありませんでした。

このような判例があったということが、これから先どうなるかを予知する上で何らかの価値があるのかどうか、非常に判断が難しいところです。というのも、この和解に至った時期というのは、1997年6月の包括和解に向けてのタバコ産業側としてのロビー活動が展開されていた時期とタイミング的に一致していたからです。したがって、その当時のとらえ方としては、このときの和解金、あるいは基金を設立するために拠出

する3億なり3億5,000万ドルという費用は、このような立法による解決のコストの一部であるという見方がされていたわけですが、今はこれができなくなったということで、果たしてこの和解が成り立つかどうかはわからなくなってきています。

したがって、この一連のE T S関連の訴訟も非常に大きな問題に遭遇しました。まず1つの問題としては、具体的な有害事象に関しての因果関係がなかなか示しにくいということがあります。もう1つは、どのメーカーの製品がどれだけの責任を持っているのかということを判定することができませんので、何らかの形でこのような賠償金を支払う場合には、マーケットシェアに基づいての配分という方法が必要になります。

しかし、例えこのような煩わしい大変な手続きないしステップを裁判所で踏むことになっても、それができたとしても、果たして十分な数のE T Sによる犠牲者がいることを立証できるのかということが問題になります。この犠牲者が少な過ぎると、抑止効果は得られなくなってしまいます。

したがって、これらE T S訴訟の最も重要な点を挙げるとするならば、まずこういった経緯があったことによって、タバコ・ビジネスというのは本当に厄介なビジネスであるという印象を与えることが1つです。また、喫煙者に対してもタバコ会社に対しても、こういったところに対しては懲罰的な介入をしてもよいという考え方を正当化するという影響がありました。

(4) 医療費回収訴訟

次に、第3の波の訴訟の中でも大きな原動力となった一連の訴訟です。1994年の段階で、3つの州の州政府が訴訟を起こしました。これらはいずれの場合にも、タバコによる疾患に罹患した喫煙者にかかった医療費を回収するための訴訟でした。違う形の訴訟はいろいろありましたが、基本的に訴訟の重要なポイントとしては、企業側としてはタバコによる疾患があるということを知っていたということを主張し、したがって、

このような疾患によって発生する経費に関しては支払いを受けるべきである、回収できなくてはいけないというのがその論点です。

この州政府のとした立場は、ETSの被害者と我々も同じである、罪のない第三者であるという立場です。しかし、お気づきと思いますが、州としてそのような立場をとるといえるのはいささか偽善的なところがあると思います。というのは、本来であれば、そういう立場をとる州政府がタバコをもっと規制することができたはずであったのに、それをせずに長年にわたってタバコに課税をして利益を享受していたという背景があります。

この3つの州による訴訟に続いて他の州もこぞって訴訟を起こし、41州が訴訟を起こすに至っています。各州の主張しておりますのは、これは代位の訴訟ではないということです。つまり、我々は州として決して喫煙者の立場に立っているのではないと言っているわけです。もしその立場をとると、喫煙者に対して反論してくるという被告の弁護にさらされてしまうからです。

そうではなく、州のとした立場は、我々は医療の資金を出しているところであり、その出資者としての申立てがあるのだということです。したがって、健康を阻害された被害者とは立場を異にするということです。こういう訴訟においては非常に巨額の賠償金が対象となっております。ある見積もりによりますと、喫煙によって全米の総医療費の7%が占められているということです。

こういう訴訟においては、賠償金の支払いを求めている当事者は州当局です。ただし、ここで彼らのとっているアプローチというのは、決して権限のある公共の規制当局という形ではありません。そういう立場ではなく、一般法によって州には権利が与えられており、その私法に基づいて賠償金を求めているのだという立場です。もしこれら一連の訴訟が成功することになりますと、各医療、ヘルスケアのスポンサーとなっている団体が同じ訴訟を起こす権利を持つことになります。

こういった例も実際にありました。ある1つのケースにおいて成功裏

に賠償金が支払われました。これはミネソタ州が起こした訴訟ですが、同じくミネソタ州にはまた別の原告もいました。すなわち、ブルー・クロス・インシュアランスですが、こちらもその例に従って訴訟を起こして、やはりかなり巨額の和解金の支払いを受けています。

ただ、ほとんどの場合、各州においてこのような訴訟をみずからだけの資源で扱うことはできませんでした。外の民間の弁護士を雇って訴訟を起こしたわけです。通常の様子としては成功報酬の形をとりました。この成功報酬というやり方ですが、これは単に弁護士が勝訴に至った暁にその料金の支払いを受けるというだけでなく、そこでは実際に弁護士が銀行家の役割を果たします。そして、その訴訟に対して投資をするという立場をとります。

そこで、最初のうちは多くの州において成功報酬 25% という形でスタートしていましたが、ますます数多くの州が同じような訴訟を起こすようになりまして、このパーセンテージが少なくなってきました。そして、このように一連の訴訟が進展していく中で、1996 年の後半に、各タバコ会社が態度を変えてきました。以前は絶対に取り引きはしないという強固な立場をとっていましたが、どうやらその立場を放棄するかもしれないというようなヒントを与え始めたということで、実際に取り引きをしましょうといった態度に転じてきました。

そして、この一連の交渉が始まりました。片やタバコ会社、そして、片やほとんどの州、それから、先ほどのカスターノのグループも参加する形での交渉が進みました。そして、この交渉が約 9 カ月間続き、1997 年 6 月には包括和解の合意に至りました。しかし、包括和解とはいうものの、この包括和解は、包括的でもないし、和解でも実はありませんでした。この合意の内容というのは、双方がロビー活動を展開し、それによって米国議会においての一連の法律のパッケージを制定させるという合意だったわけです。そして、タバコ会社側は 25 年間にわたって 3,680 億ドルを支払うということで合意しました。

この金額のほとんどが各州に行くことになりましたが、またさらに一部

は連邦レベルでの禁煙プログラムにもあてられることとなります。さらにもう1つの合意内容は、未成年者に対する販売の禁止を強化するというものでした。また、裁判所で勝訴した被害者に対して賠償金を支払うための補償金基金（コンペンセーション・ファンド）という基金を設けるということでした。ただし、喫煙者が持ち込むことのできる訴訟は制限されました。というのは、この合意の内容として、さらなる集団訴訟は起こさない、また、さらなる懲罰的賠償はないとしたからです。

そこで、企業側は、未成年者の喫煙を減少させるということに合意しました。そして、減少させるという一定の線が決められて、もしそれに至らない場合は追加的に企業側が支払うという取り決めになりました。

もう1つの興味深い合意の内容としましては、米国の連邦食品医薬品局（FDA）がニコチンを規制する権限が制限されたということです。実際にこの交渉のテーブルにはついていなかったものの、この和解において重要な役割を果たした、あるいは重要な意味を持った2つのグループがあります。米国内の喫煙者たちと米国以外の喫煙者たちです。

まず、なぜ米国内の喫煙者が重要かといいますと、この和解によってより価格が高くなり、そして税金が高くなる、この分を彼らが負担することになるからです。というのは、特にアメリカの場合には、教育水準の高い人々、また富裕層において喫煙率が大幅に減少してきております。そういう状況において、タバコの課税が高くなる、あるいは価格アップという形で負担が増えるということは、逆累進課税の意味を持つことになるわけです。

ということで、この和解内容は、中毒のある喫煙者から主として収益を上げるという方式になるわけです。そして、そのかなりの金額が実際には州政府のほうに行くこととなります。そして、最も重症な喫煙者で、何らかの形でこの訴訟を起こして補償金を勝ち取ることできた、ごく限られた喫煙者にあてられるということとなります。

また、米国以外の喫煙者にとってもこの和解は重要な意味を持ちます。

というのも、この和解におきましては、前提条件として米国内のタバコ市場はさらにこれから縮小していくという前提に立っております。しかし、タバコ会社としては楽観視しています。なぜならば、その分、今度は海外の市場において販売を拡大することができるということを期待しているからです。

ここで少し統計を引いてみますと、アメリカのタバコ会社による海外における販売高ですが、1984年の段階では、全米のタバコ生産高の8%を占めておりました。これが1996年には33%にまで上がってきております。また、海外における販売活動というのは、タバコ会社にとっては二重の意味を持っております。今申し上げたように、将来的な利益の源になる、展望が明るいというのみならず、さらに米国内であれば訴訟が起きるけれども、海外市場においてはそれを避けることができます。

この和解の規定を読んでいきますと、非常に小さい項目ではありますが、重要な意味を持っている文言が含まれています。このように言っております。「このような毎年の支払い責任は、もっぱら国内市場に向けて販売している組織に限られる」ということです。

したがって、海外の販売からの利益がまず得られるということが1つありますし、またもう1つの意味合いとしまして、国内においてタバコ会社から派生して出てくるような組織体に関しては責任を問われないということになります。例えば、ナビスコがRJRと分離するとか、クラフトがフィリップ・モーリスから分離するといった形をとった場合には、もう1つの他の組織体に関しては責任は問われないということです。

そして、最終的に米国議会においてこの関連の主要な法案が動議に出されまして、審議されて、やっと結論が出たわけですが。議会の結論としては、当初は支払い額3,680億ドルとされておりましたが、もっと多くなりまして、5,060億ドルを支払うことという内容になりました。また、このFDAにもっと大きな権限が与えられ、企業が期待していた賠償責任の制限が全くなかったということで、6月20日の合意内容よりもずっと厳しい内容となっております。

こうなりますと、タバコ会社としてはあまりにもコストが高くつき過ぎて困るということになり、方針を変えることになりました。そして、非常に頭のよいこの法案に反対するための大々的なPRのキャンペーンを打ちました。そして、今年6月の段階で、これはちょうどこの包括和解が発表されてから1年たった時点ですが、この包括和解というのが没になってしまったという経緯となっています。

そして、このような議会での決定、あるいは動きの後の展開としまして、さらにいくつかの州による訴訟が裁判にまで持ち込まれるに至っています。そして、それを見てもみますと、メインのものはかなり寛容な賠償金をもって和解に至っている例が多いのですが、その中には最も強力な訴訟、すなわち先ほど申し上げましたミネソタの訴訟も含まれております。ミネソタの訴訟は最も準備万端なものであり、戦略的にも非常に強いものであります。

また、まだ引き続き別の一連の州による訴訟が残っておりまして、これらの中には弱い訴訟も含まれております。これらは内容的にもそれほど包括的ではない形の和解になるだろうということで、今、交渉中であり、そのうちこれが決着をみるだろうという状況です。これらの内容のもう1つの特徴としては、もとの和解の内容と比べて、公衆衛生関連の条項が含まれていないということがあります。大体2,000億ドル前後で和解するのではないかとみられておりますが、まだそれでは不満であるということで、続行中のものもあります。

おわりに

それでは、最後に2つほどコメントして終えたいと思います。

まず最初の点ですが、このビッグ4をもう一度見てみたいと思います。中毒をベースとした訴訟はうまくいかなかったということ。それから、ETS関連ですが、これは訴訟数としては足りないのではないかと。すなわち、規模が十分ではないので、もしかしたらこの産業界に対して脅威になるところまでは行かないのではないかとという状況です。

